

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成29年10月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第43号

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(新潟県行政組織規則の一部改正)

第1条 新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務) 第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 知事政策局～福祉保健部 (略) 産業労働観光部 産業政策課～商業・地場産業振興課 (略) 産業立地課 (1) (略) (2) <u>農村地域への産業の導入の促進等に関する事項</u> (3)～(7) (略) 労政雇用課～観光振興課 (略) 農林水産部～出納局 (略) 2 (略) 第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。 名 称 担任する事務 設置規定 (略) <u>新潟県農村地域産業導入促進審議会</u> <u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第14条第1項の規定による基本計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項の調査審議</u> <u>新潟県農村地域産業導入促進審議会条例(昭和46年新潟県条例第45号)第1条</u> (略)	(分掌事務) 第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 知事政策局～福祉保健部 (略) 産業労働観光部 産業政策課～商業・地場産業振興課 (略) 産業立地課 (1) (略) (2) <u>農村地域工業等導入促進に関する事項</u> (3)～(7) (略) 労政雇用課～観光振興課 (略) 農林水産部～出納局 (略) 2 (略) 第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。 名 称 担任する事務 設置規定 (略) <u>新潟県農村地域工業等導入対策審議会</u> <u>農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第18条第1項の規定による基本計画及び実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項の調査審議</u> <u>新潟県農村地域工業等導入対策審議会条例(昭和46年新潟県条例第45号)第1条</u> (略)

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成15年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(産業立地促進地域)

第4条 条例第2条第1項の規則で定める県有地及び規則で定める一定の地域は、県又は市町村が産業の立地を促進しようとする地域であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項の規定により同条第1項に規定する実施計画において産業導入地区として定められた地域
- (4)・(5) (略)

別記

第1号様式（第5条関係）

産業立地促進地域指定申出書

(略)

1 地域の名称等

(略)	
第4条各号の該当状況（該当番号を○で囲むこと。）	1・2 (略) 3 <u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区</u> 4・5 (略)
(略)	

(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 申出地域が、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区又は山村振興法に基づく振興山村の区域である場合には、その範囲を示す図面
- 3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業立地促進地域)

第4条 条例第2条第1項の規則で定める県有地及び規則で定める一定の地域は、県又は市町村が産業の立地を促進しようとする地域であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第3項の規定により同条第1項又は第2項に規定する実施計画において工業等導入地区として定められた地域
- (4)・(5) (略)

別記

第1号様式（第5条関係）

産業立地促進地域指定申出書

(略)

1 地域の名称等

(略)	
第4条各号の該当状況（該当番号を○で囲むこと。）	1・2 (略) 3 <u>農村地域工業等導入促進法</u> に基づく <u>工業等導入地区</u> 4・5 (略)
(略)	

(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 申出地域が、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区又は山村振興法に基づく振興山村の区域である場合には、その範囲を示す図面
- 3 (略)